

青森県報

号外第三十六号

平成十七年
三月三十日
(水曜日)

目 次

教育委員会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則	……………	(職員福利課)	… 一
青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	……………	(同)	… 一
青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則	……………	(スポーツ健康課)	… 二
非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令	……………	(職員福利課)	… 二
青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令	……………	(同)	… 三
青森県教育委員会関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令	……………	(学校施設課)	… 三
青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令	……………	(職員福利課)	… 四
青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令	……………	(同)	… 六
青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令	……………	(同)	… 七
青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令	……………	(同)	… 一〇
青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令	……………	(同)	… 一〇
青森県立学校職員結核対策規程を廃止する訓令	……………	(県立学校課)	… 一三

教育委員会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第九号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表県立学校課の項の次に次のように加える。

スポーツ健康課	全国スポーツ・レクリエーション祭準備室
---------	---------------------

第八条第十八号中「大学入学資格検定試験」を「高等学校卒業程度認定試験」に改める。

第九条の二に次の一号を加える。

(全国スポーツ・レクリエーション祭準備室)

十七 全国スポーツ・レクリエーション祭の開催に関すること。

第十六条の三第一項中「課」の下に「及び埋蔵文化財調査センター」を加える。

第十六条の四第一項中「県立学校課全国高等学校総合文化祭準備室」の下に「スポーツ健康課全国スポーツ・レクリエーション祭準備室」を加える。

第十六条の五第一項中「課」の下に「及び埋蔵文化財調査センター」を加える。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十号

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和三十二年一月青森県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「埋蔵文化財調査センター所長」の下に「埋蔵文化財調査センター次長」を加え、同条第十一号中「第七十条」を「第一百十条」に、「第七十一条」を「第一百十二条」に改め、同条第二十二号イ中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同号口中「第二十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「訂正等の決定及び当該決定」を「訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による個人情報の訂正をしない旨の決定並びにこれらの決定」に改め、同号八を次のように改める。

八 第三十五条第一項の規定による個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による個人情報の利用停止をしない旨の決定並びにこれらの決定に対する異議申立てに対する決定に関する事。

第三条第一項第五号中「第七十条」を「第一百十条」に改め、同項第九号イ中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同号口中「第二十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「訂正等の決定及び当該決定」を「訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による個人情報の訂正をしない旨の決定並びにこれらの決定」に改め、同号八を次のように改める。

八 第三十五条第一項の規定による個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による個人情報の利用停止をしない旨の決定並びにこれらの決定に対する異議申立てに対する決定に関する事。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十一号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「二十一万九千円」を「二十一万六千円」に、「十五万四千円」を「十六万八千円」に、「二十八万円」を「二十七万七千円」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令第二号

庁 内 一 般
教 育 事 務 所
各 関 係 学 校

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令

非常勤職員給与支給規程（昭和三十六年八月青森県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「六千四百四十円」を「六千七十円」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「二千八百三十円」を「二千八百円」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県教育委員会

青森県教育委員会訓令甲第二号

庁 内 一 般
各 出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

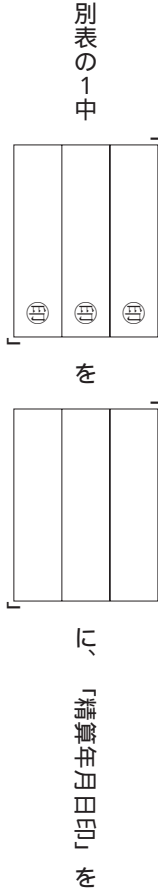
青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会所管旅費取扱規程（昭和四十三年八月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。



「精算年月日」に、

「注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。」に

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。」に



「注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

注2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。」に

用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。」に



「注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。」に

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。」に

附 則

- この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。
- この訓令による改正前の青森県教育委員会所管旅費取扱規程の別表の規定により調製した旅行命令簿等の用紙で現に残っているものは、当分の間、使用することができる。

青森県教育委員会訓令甲第四号

庁 内 一 般
教 育 事 務 所
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会関係職員被服貸与規程（昭和四十三年六月青森県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一技能技師の項中

運 転 業 務	運 転 服	二 年	夏・冬ダブル型各一組
警 備 業 務	制 帽 警 備 員 服	一 年 二 年 三 年	夏・冬ダブル型各一組
汽 かん 業 務	制 帽 用 務 員 服 作 業 服	一 年 二 年 三 年 一 年	夏・冬ステンカラー型各一組
調 理 業 務	三 角 布 調 理 服 前 掛 靴 ゴ ム 長 靴	二 年 二 年 一 年 一 年	上衣・スポン

を

農 事 業 務	農 事 業 務	農 事 業 務	農 事 業 務
作 業 服	地 下 タ ビ	作 業 服	作 業 服
一 年	一 年	一 年	一 年
一 年	一 年	一 年	一 年

汽 か ん 業 務	警 備 業 務	運 転 業 務	調 理 業 務
作 業 服	作 業 服	作 業 服	三 角 布
一 年	一 年	一 年	一 年
一 年	一 年	一 年	一 年

農 事 業 務	調 理 業 務	農 事 業 務	農 事 業 務
ゴ ム 長 靴	前 掛	ゴ ム 長 靴	ゴ ム 長 靴
一 年	一 年	一 年	一 年
一 年	一 年	一 年	一 年

学 校 用 務 業 務	学 校 用 務 業 務	学 校 用 務 業 務	学 校 用 務 業 務
女 子	男 子	女 子	男 子
作 業 服	制 帽	作 業 服	制 帽
一 年	一 年	一 年	一 年
一 年	一 年	一 年	一 年

衛 生 看 護 科 の 病 院 実 習 を 担 当 す る 教 諭	衛 生 看 護 科 の 病 院 実 習 を 担 当 す る 教 諭	衛 生 看 護 科 の 病 院 実 習 を 担 当 す る 教 諭	衛 生 看 護 科 の 病 院 実 習 を 担 当 す る 教 諭
看 護 帽	看 護 衣	看 護 衣	看 護 衣
一 年	一 年	一 年	一 年
一 年	一 年	一 年	一 年

同表栄養士の項中「二年」を「二年」に改め、同表中

同表技能主事の項中

に改め

を

に改め

看 護 科 の 病 院 実 習 を 担 当 す る 教 諭	看 護 帽	看 護 衣	看 護 衣
一 年	一 年	一 年	一 年
一 年	一 年	一 年	一 年

別表第一教育政策課の項中

に改める。

乗 用 自 動 車 整 備 用	ゴ ム 長 靴	一 年
--------------------------------------	------------------	--------

を

災 害 地 の 調 査 用	作 業 服 上 ・ 下	雨 合 羽	防 寒 服	ゴ ム 長 靴	乗 用 自 動 車 整 備 用
一 年	一 年	一 年	一 年	一 年	一 年

に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和二十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

第二条第二項中「県立学校課全国高等学校総合文化祭準備室長」の下に、「スポーツ健康課全国スポーツ・レクリエーション祭準備室長」を加える。

別表第一各課共通の項教育次長専決事項の欄第二号中「第十二条第九号」を「第十二条第一項第九号」に改め、同項課長専決事項の欄第四号中「第五号まで」の下に「及び第八号（家族等の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する）に限る。」を加え、同欄第七号中「収入命令」を「収入通知」に改め、同欄第二十二号イ中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に、「及び同条第二項」を「（第二十二条の規定を適用する場合を除く。）及び同条第三項」に改め、同号口中「第二十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「個人情報の訂正等の決定」を「保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定」に改め、同号ハを次のように改める。

八 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関するこ
と。

別表第一職員福利課の項教育次長専決事項の欄第二号中「第八号」の下に「（家族等の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する）を除く。」を加え、同表スポーツ健康課の項教育次長専決事項の欄第一号及び同項課長専決事項の欄第一号イ中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同号ホを削り、同号ヘをホとし、同号に次のように加える。

へ 第二十八条第二項の規定による損失の補償についての協議に関するこ
と。

別表第一スポーツ健康課の項課長専決事項の欄第二号中「第十一条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同欄第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第四条に規定する給付金の支払の請求及びその支払に関するこ
と。

別表第一文化財保護課の項教育次長専決事項の欄第一号中「第八十条」を「第二百一十五条」に改め、同項課長専決事項の欄第五号中「第五十八条の二」を「第九十九条」に改め、同欄第六号中「第五十九条第二項」を「第百条第二項」に改め、同欄第七号中「第六十一条」を「第百二条」に改め、同欄第八号中「第六十二条」を「第百三条」に改め、同欄第九号中「第六十三条の二」を「第百五条」に改め、同欄第十号中「第六十四条の二」を「第百七条」に改める。

別表第三所長専決事項の欄第三号中「第十二条第九号」を「第十二条第一項第九号」

に改め、同欄第五号中「第五号まで」の下に「及び第八号（家族等の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する）に限る。」を加え、同欄第十七号イ中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に、「及び同条第二項」を「（第二十二条の規定を適用する場合を除く。）及び同条第三項」に改め、同号口中「第二十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「個人情報の訂正等の決定」を「保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定」に改め、同号ハを次のように改める。

八 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関するこ
と。

別表第三の二所長専決事項の欄第三号中「第十二条第九号」を「第十二条第一項第九号」に改め、同欄第五号中「第五号まで」の下に「及び第八号（家族等の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する）に限る。」を加え、同欄第十四号イ中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に、「及び同条第二項」を「（第二十二条の規定を適用する場合を除く。）及び同条第三項」に改め、同号口中「第二十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「個人情報の訂正等の決定」を「保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定」に改め、同号ハを次のように改める。

八 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関するこ
と。

別表第四教育機関共通の項第三号中「第十二条第九号」を「第十二条第一項第九号」に改め、同欄第五号中「第五号まで」の下に「及び第八号（家族等の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する）に限る。」を加え、同欄第十三号イ中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に、「及び同条第二項」を「（第二十二条の規定を適用する場合を除く。）及び同条第三項」に改め、同号口中「第二十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「個人情報の訂正等の決定」を「保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定」に改め、同号ハを次のように改める。

八 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関するこ
と。

別表第六第二号中「収入命令」を「収入通知」に改める。

別表第七第四号中「(平成十五年政令第三百六十九号)」を削り、同表第七号イ中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に、「及び同条第二項」を「(第二十二条の規定を適用する場合を除く。) 及び同条第三項」に改め、同号ロ中「第二十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「個人情報の訂正等の決定」を「保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定」に改め、同号ハを次のように改める。

八 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関するこ
七。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第六号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月二十日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程(昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の(3)青森戸山高高等学校の項の次に次のように加える。

浪 岡 高 等 学 校	浪 岡
-------------	-----

別表第一の(3)五所川原東高等学校の項の次に次のように加える。

本 木 高 等 学 校	本
-------------	---

別表第一の(3)中

本 木 高 等 学 校	本	本 木 高 等 学 校	本
本 木 高 等 学 校	本	本 木 高 等 学 校	本

を

に改め、同表の(3)鶴田高等学校の項の次に

次のように加える。

丹 曲 高 等 学 校	丹
-------------	---

別表第一の(3)中

丹 曲 高 等 学 校	丹	丹 曲 高 等 学 校	丹
丹 曲 高 等 学 校	丹	丹 曲 高 等 学 校	丹

を

に改め、同表の(3)三本木高等学校の項の次に

次のように加える。

三 本 木 高 等 学 校	三
---------------	---

別表第一の(3)七戸高等学校の項の次に次のように加える。

八 戸 田 高 等 学 校	八
---------------	---

十 和 田 西 高 等 学 校	十
-----------------	---

別表第一の(3)中

六戸町高等学校	六戸町
八戸町高等学校	八戸町

を

次に次のように加える。

六戸町高等学校	六戸町
---------	-----

に改め、同表の(3)八戸中央高等学校の項の

田子町高等学校	田子町
---------	-----

別表第一の(3)中

田子町高等学校	田子町
田子町高等学校	田子町

を

に改め、同表の(3)青森第二高等養護学校の

項の次に次のように加える。

田子町高等学校	田子町
---------	-----

浪岡養護学校	浪岡
--------	----

別表第一の(3)中

浪岡養護学校	浪岡	浪岡養護学校	浪岡
浪岡養護学校	浪岡	浪岡養護学校	浪岡

を

田子町高等学校	田子町
---------	-----

に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第七号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程（昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、育児又は介護を行うために、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十七年七月青森県条例第十六号）及び人事委員会規則一三・八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の規定による早出遅出勤務をする職員の勤務時間、次の各号のいずれかとする。

- 一 午前八時から午後四時四十五分まで
- 二 午前九時十五分から午後六時まで

第四条の二の見出し中「職員の」の下に「早出遅出勤務並びに」を加え、同条中「（平成十七年七月青森県条例第十六号）」及び「（職員の勤務時間、休日及び休暇）」を削り、「規定による」の下に「早出遅出勤務又は」を加える。

第七条の二の次に次の二条を加える。
(修学部分休業)

第七条の三 職員は、職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年三月青森県条例第一号）第二条第二項の教育施設における修学のため、法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けようとするときは、修学部分休業承認申請書（第二号様式の六）により教育長に申請しなければならない。

2 修学部分休業をしている職員は、当該修学部分休業の承認に係る教育施設を退学し、休学し、又はその授業を欠席したときは、遅滞なく、その旨を修学状況変更等

届(第一号様式の七)により教育長に届け出なければならない。

(高齢者部分休業)

第七条の四 職員は、法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、高齢者部分休業承認申請書(第一号様式の八)により教育長に申請しなければならない。

第一号様式及び第二号様式中「教育長 殿」を「教育長 殿」に改める。

第一号様式の四中「取り消された」を「取り消す」に改める。

第一号様式の五の次に次の三様式を加える。

第二号様式の6(第7条の3関係)

(表)

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

所 属

職氏名

修学部分休業承認申請書

下記のとおり修学部分休業の承認を申請します。

記

1	教育施設名					2	通学時間 (職場~教育施設)	時間	分
3	修学内容等								
4	申請期間	年 月 日から				年 月 日まで			
5	申請時間	年 月 日から				年 月 日まで			
		毎日	時 分から	時 分まで	水	時 分から	時 分まで		
		月	時 分から	時 分まで	木	時 分から	時 分まで		
		火	時 分から	時 分まで	金	時 分から	時 分まで		
		年 月 日から				年 月 日まで			
		毎日	時 分から	時 分まで	水	時 分から	時 分まで		
		月	時 分から	時 分まで	木	時 分から	時 分まで		
		火	時 分から	時 分まで	金	時 分から	時 分まで		
		年 月 日から				年 月 日まで			
		毎日	時 分から	時 分まで	水	時 分から	時 分まで		
		月	時 分から	時 分まで	木	時 分から	時 分まで		
		火	時 分から	時 分まで	金	時 分から	時 分まで		
年 月 日から				年 月 日まで					
毎日	時 分から	時 分まで	水	時 分から	時 分まで				
月	時 分から	時 分まで	木	時 分から	時 分まで				
火	時 分から	時 分まで	金	時 分から	時 分まで				
6	備 考								

- 注 1 申請に係る教育施設の入学を証明する書類(合格通知、教育施設が発行する入学証明書等。写しでも可)を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表(写しでも可)を提出すること。
- 2 修学内容等欄には、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているか記入すること。
- 3 申請時間欄には、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
- 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を備考欄に記入すること。
- 5 修学部分休業の承認の取消しを申請する場合は、裏面に記入すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(裏)

確認の印			月 / 日	休業の承認を取り消す時間				時間数	申請者の印	備 考
				午 前	午 後	時間	分			
			/	時 分	時 分	時 分	時 分			
			/	時 分	時 分	時 分	時 分			
			/	時 分	時 分	時 分	時 分			
			/	時 分	時 分	時 分	時 分			
			/	時 分	時 分	時 分	時 分			
			/	時 分	時 分	時 分	時 分			
			/	時 分	時 分	時 分	時 分			
			/	時 分	時 分	時 分	時 分			
			/	時 分	時 分	時 分	時 分			
			/	時 分	時 分	時 分	時 分			
			/	時 分	時 分	時 分	時 分			
			/	時 分	時 分	時 分	時 分			
			/	時 分	時 分	時 分	時 分			
			/	時 分	時 分	時 分	時 分			

第2号様式の7 (第7条の3関係)

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

所 属
職氏名

修 学 状 況 変 更 等 届

下記のとおり修学部分休業に係る修学の状況について(変更が生じたので)、届け出ます。

記

1 届出の事由

修学部分休業の承認に係る教育施設を退学した

修学部分休業の承認に係る教育施設を休学した

理由:

修学部分休業の承認に係る教育施設の授業を欠席した

理由:

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式の8（第7条の4関係）

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

所 属
職氏名

高 齢 者 部 分 休 業 承 認 申 請 書

下記のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。

記

1	申請の内容	高齢者部分休業	高齢者部分休業の時間の延長
2	申請期間	年 月 日から 年 月 日まで (当該職員の定年退職日)	
3	申請時間	毎日	時 分 から 時 分 まで
		月	時 分 から 時 分 まで
		火	時 分 から 時 分 まで
		申請時間の合計 時間	
4	申請の理由		
5	備考		

- 注
- 1 高齢者部分休業の時間の延長の承認を申請する場合は、申請時間の合計が承認を受けている時間以上となるようにすること。
 - 2 該当する には、シ印を記入すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第三号様式及び第四号様式中「教育長 殿」を「教育長 殿」に改める。
第十一号様式中「教育長 殿」を「教育長 殿」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の様式により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

青森県教育委員会訓令甲第八号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長事務委任規程（昭和四十八年九月青森県教育委員会訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「並びに給付金の支払の請求及びその支払」を削る。
第四条第三号中「収入命令」を「収入通知」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第九号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を

与に職 え服員 らす が れる 親 場 族 休 合 の 喪 暇	えら ら れ る あ い の こ と を 認 め 相 務 う を た は 護 る	°行 う の こ と を 認 め 相 務 う を た は 護 る	疾 病 に か し た り ま た は	そ の 子 の 看 護 が	養 育 に 関 与 す る 職 員 が	子 を 含 む 偶 々 者 を	期 に 達 す る 者 を	小 学 校 就 学 の 始 め
<p>る。け休務三人 る暇時・事 職間八委 員の員 の適休職 例用日員 にを及の よ受び勤</p>								
<p>一一 時 日、 半 日 又 は</p>								

与に職 え服員 らす が れる 親 場 族 休 合 の 喪 暇	えら ら れ る あ い の こ と を 認 め 相 務 う を た は 護 る	°行 う の こ と を 認 め 相 務 う を た は 護 る	疾 病 に か し た り ま た は	そ の 子 の 看 護 が	養 育 に 関 与 す る 職 員 が	子 を 含 む 偶 々 者 を	期 に 達 す る 者 を	小 学 校 就 学 の 始 め
<p>る。け休務三人 る暇時・事 職間八委 員の員 の適休職 例用日員 にを及の よ受び勤</p>								
<p>日 に 間 一 一 又 あ よ が 時 日 は つ ら 正 間 一 て な 職 半 時 は い 員 勤 日 間 、 職 の 務 又 は 一 員 例 時 は</p>								

に、

を

員場防条十予項号年法断規六三健康条若一年健乳職
の合接に六六防若法又定号年法診にし号法幼員
介で種規号年法し第律昭はす法査規く律児の
助、を定法く三第和予第律昭、定は第第昭が保
が当受す第律昭は条六二防健四第和学す第百和母護
必該ける十第和結第十接康条五三校る十二四子す
要職る予三九二核一八三種診に十十保健三条十十保

られが当受す条十予項号年法断規六三健康条若一年健乳職
れる必該ける第六六防若法又定号年法診にし号法幼員
ると要職る予四号年法し第律昭はす法査規く律児の
休きと員場防項法く三第和予第律昭、定は第第昭が保
暇に認の合接に第律昭は条六二防健四第和学す第百和母護
与め介で種規十第和結第十接康条五三校る十二四子す
えら助、を定三九二核一八三種診に十十保健三条十十保

一一
時
日、
半
日
又
は

日
に
間
一
一
又
あ
よ
が
時
日
は
つ
ら
正
間
一
て
な
職
半
時
は
い
員
勤
日
間
、
職
の
務
又
は
一
員
例
時
は

に改め、同表の備考一中

を

と認められると
きに与えられる
休暇

「場合に与えられる休暇」の下に「(以下)子の看護休暇」という。(「)を加え、同備考に次のように加える。

四 期限付臨時職員(十五日未満の職員を除く。)及び育児休業代替臨時職員のうち勤務時間が正職員の例によらない職員が子の看護休暇を使用した場合において、一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しなかつたとき又は一回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、一日当たりの勤務時間以上の時間を勤務しなかつたときは、子の看護休暇を一日使用したものとす。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員結核対策規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県立学校職員結核対策規程を廃止する訓令

青森県立学校職員結核対策規程(昭和二十九年十月青森県教育委員会訓令甲第六号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭